胎内市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第30条第１項又は第31条第１項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において「市の機関」とは、市長（地方公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び財産区をいう。

２　前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第５条第２項において「令」という。）で使用する用語の例による。

（開示請求の手続）

第３条　開示請求書には、法第77条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（開示決定等の期限に関する特例）

第４条　市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第１項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第１項」とあるのは「胎内市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第○号）第４条の規定により読み替えて適用される前条第１項」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第５条　法第89条第２項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

２　法第87条第１項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第４項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

（訂正請求の手続）

第６条　訂正請求書には、法第91条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（訂正決定等の期限に関する特例）

第７条　市の機関が訂正決定等をする場合における法第94条第１項及び第95条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「同条第１項」とあるのは「胎内市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第○号）第７条の規定により読み替えて適用される前条第１項」とする。

（利用停止請求の手続）

第８条　利用停止請求書には、法第99条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（胎内市情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第９条　市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、胎内市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和４年条例第○号）第２条に規定する胎内市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第１項又は番号法第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(4) その他法第３章第３節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

　（胎内市個人情報保護条例の廃止）

第２条　胎内市個人情報保護条例（平成17年条例第12号）は、廃止する。